

連結・特別目的会社専門委員会の検討状況について

1. 経緯・概要

- 連結プロジェクトでは、我が国の連結の範囲に関する会計基準の検討を行っている。平成 21 年 2 月には、「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」(以下「論点整理」という。)を公表し、支配の定義や特別目的会社(以下「SPE」という。)の取扱い等の論点を取り上げている。
- 平成 23 年 3 月には、短期的対応として一部の SPE の取扱いの見直しを検討し、「連結財務諸表に関する会計基準」(以下「連結会計基準」という。)等を改正している。
この検討過程では、SPE に対する支配力基準の具体的な適用が明確でないとする意見や代理人の取扱いも同時に見直すべきといった意見があった。ただし、それらの検討は、当該改正では扱われず、連結基準のコンバージェンスの観点から、引き続き検討していくこととされた(連結会計基準第 49-6 項)。
- 連結・特別目的会社専門委員会では、このような状況を踏まえ、その後に IASB から公表された IFRS 第 10 号「連結財務諸表」等も考慮し、連結の範囲に関する会計基準の検討の範囲を SPE の連結に限定するか¹、すべての会社を対象とするかを検討するため、我が国の会計基準と IFRS 第 10 号等との差異を把握し、IFRS 第 10 号の考え方を仮に採用した場合の影響度合いなどの分析を行っている。
- 直近の企業会計基準委員会(第 243 回、第 244 回)では、SPE への支配力基準の具体的な適用と代理人の取扱いの論点を取り上げ、IFRS 第 10 号の支配概念や代理人に関する定性的判断の適用可能性について審議を行っている。
- 本日は、これまでの検討を踏まえ、今後の進め方についてご審議頂きたい。(なお、直近の専門委員会における専門委員の主な意見は、別紙 3 に参照)

¹ 「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」(平成 21 年 2 月公表。以下「論点整理」という。)第 22 項から第 24 項参照。

2. 検討内容

(1) 現行の支配力基準（概要）

- 企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」（以下「連結会計基準」という。）では、連結の範囲は、他の企業の意思決定機関を「支配」しているかどうかに基づくこととされている（第 6 項）。
- 具体的には、以下のとおり子会社の範囲が定められている（第 7 項）。
 - (1) 議決権の過半数の所有の場合
 - (2) 議決権の 40%以上 50%以下の所有、かつ、次のいずれかの場合
 - 自己の所有と「緊密な者」及び「同意している者」を合わせて過半数の所有となること
 - 「役員」・「使用人」・「役員又は使用人であったもので財務及び営業又は事業の方針の決定に影響を与えることができるもの」が、当該企業の取締役会その他これに準ずる機関の過半数を占めていること
 - 財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在している場合
 - 資金調達額の総額の過半について融資（債務保証、担保提供を含む。）を行っていること
 - その他他の企業の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること
 - (3) 自己の所有と「緊密な者」及び「同意している者」を合わせて議決権の過半数を占めており、かつ、2 の から までのいずれかの要件に該当する場合
- また、一定の要件²を満たした SPE については、子会社に該当しないと推定する取扱いが設けられている（第 7-2 項）。

(2) IFRS 第 10 号の取扱い（概要）

- IFRS 第 10 号では、すべての企業に対して適用される単一の「支配」概念を定めている。「支配」は、次のような 3 つの要素から構成される。
 - 投資先に対するパワー
 - 投資先の変動リターンに対するエクスポージャー又は権利
 - 自らのリターンに影響を及ぼすようにパワーを用いる能力
- 支配の判定の不整合を招くとの懸念などから、SPE の概念（定義）は設けられておらず、基本的に、事業を営む通常の企業と SPE とを区別せず同じ支配概念が適用される。

² 「資産の流動化に関する法律」上の特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体で、当該 SPE に対して適正な価額で資産が譲渡されており、当該 SPE が、譲り受けた資産から生ずる収益を当該 SPE が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、その事業が目的に従って適切に遂行されている場合が該当する。

- ただし、SPE の定義は設けられていないものの、議決権が支配の決定的要因とならない企業の場合には、次の項目ごとに具体的に検討すべき事項が明確化されている（IFRS 第 10 号 B17 項）。（別紙 2 も参照。）
 - 目的と設計（design）の理解（各種のリスクの把握を含む）
 - 投資先のリターンに重要な影響を及ぼす活動（関連性のある活動）の識別
 - パワーの判定
 - リターンの判定
- また、IFRS 第 12 号では、「組成された企業（structured entity）」という SPE と類似の概念（定義）を設け、特有の開示を定めている³。

(3) SPE に対する支配力基準や代理人の取扱いの検討の必要性に関するこれまでの議論

- 我が国の現行の連結の範囲に関する会計基準については、これまで、特に、SPE に対する支配力基準の見直しや代理人の取扱いの整備の検討が必要であるとの意見が聞かれている。
 - ✓ **SPE に対する支配力基準の具体的な適用が明確ではなく見直すべきとする意見**
 - 議決権の行使が制限されているような SPE にとって、議決権の多寡を重視する現行の支配力基準では、実質的な支配関係の有無を具体的に判断する指針が不明確であり、支配している子会社の特定が困難な場合があり得る。
 - 平成 23 年 3 月の連結会計基準等の改正により、SPE の取扱い（連結会計基準第 7-2 項の子会社に該当しないと推定する取扱い）の対象となる SPE の範囲が変更され、実務上、上記のような懸念が生じる場面が増える可能性がある。
 - IFRS 第 10 号では、SPE も含むすべての企業に適用可能な支配概念を設け、議決権が決定的な要因とならないような企業に対する具体的な指針も定めている。仮に見直しを行う場合には、こうした指針との整合性を検討していくことが必要である。
 - ✓ **代理人の取扱いを整備すべきとする意見**
 - 我が国では、IFRS 第 10 号のような代理人関係の評価の取扱いがなく、多様な取り組み形態があるアセット・マネジャーや出資者等に支配力基準を用いて連結判定することになるため、判断が困難な場合がある。
 - 代理人の取扱いを整備する場合には、IFRS 第 10 号のような定性的な評価の方法を基礎として検討を進める方向性が考えられる。

³ 「誰が企業を支配しているのかを決定する際に、議決権又は類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業（あらゆる議決権が管理業務のみに関係しており、その関連性のある活動が契約上の取決めによって指図される場合など）」と定義されている（IFRS 第 12 号 B21 項）。また、結論の根拠において、SIC 第 12 号で使われていた SPE と著しく異なるものではないと説明されている（IFRS12 BC82 項）。

- ただし、それらの見直しを行うことに対しては、次のような懸念も考えられる。
 - ✓ 平成 23 年 3 月に短期的な対応として連結会計基準等を改正し、SPE の取扱いを改正しており、さらなる見直しの検討は時期尚早である。
 - SPE に対する支配力基準の見直しを検討する場合、SPE の取扱い（連結会計基準第 7-2 項）も検討対象になり得るが、当該取扱いは、短期的対応として改正したばかりであり、適用期日も来ていない中での見直しは、基準の安定性を欠く。
 - ✓ IFRS 第 10 号等の取扱いを参考に見直しを検討する場合でも、その取扱い自体が、必ずしも十分なものではない可能性がある。
 - IFRS 第 10 号では、単一の「支配」概念に基づき、その具体的な適用のためのさまざまな指針が設けられているが、例えば、重要な活動が複数あり、複数の当事者がそれぞれ指図している場合の取扱いや、代理人評価に関する総合的な判断など、実務上の適用が難しい取扱いもある。このため、これを参考に見直しを行う場合、かえって複雑性を招く可能性もある。

(4) 仮に見直しを行うとした場合の検討の範囲

- 仮に SPE に対する支配力基準の見直しや代理人の取扱いの整備が必要であるとした場合の検討範囲については、次のようなものが考えられる。

すべての会社を対象とした見直しの検討の中で、上記の見直しや整備を検討する。基本的に SPE に限定して、上記の見直しや整備を検討する。
- 例えば、後者の進め方の場合、SPE でない、事業を営む典型的な企業については、検討の範囲に含まれず、基本的には、現行の支配力基準が維持されることとなる。このような検討範囲の限定については、次のような観点から、見直しが特に必要な領域に絞って、適時かつ効果的に見直しを行うことが可能になるという利点が挙げられる。
 - ✓ 事業を営む典型的な企業への現行の支配力基準の適用は、形式的なルールの側面が強いとの意見もあるものの、適用が明確であり、一定の運用可能性も確保されてきているとの意見もあり、SPE に比べ見直しの必要性は大きくない可能性がある。
 - ✓ 整備すべきとの意見が聞かれる代理人の取扱いは、一般に、複数の当事者が関与し、パワーとリターンの関係が明らかでない状況に関する。保有株式を通じてパワーとリターンの関係が明らかといえる事業を営む典型的な企業に当該取扱いを整備する必要性は乏しいと考えられる。
 - ✓ 事業を営む典型的な企業の連結も含めて見直す場合、相当程度の時間を要すると考えられ、SPE の連結に限定した場合に比べ、検討が遅延する恐れがある。
 - ✓ 国際的な会計基準（IFRS 及び米国会計基準）では、SPE の連結に関して、包括的かつ類似の基準が整備されており、我が国の取扱いとの相違が比較的大きいとい

われる。一方、事業を営む典型的な企業の連結については、議決権の過半数未満の場合の取扱いなどは整備されており、相違はあるものの、SPE に比べれば大きな相違ではない可能性がある。

- ただし、検討の範囲をすべての会社とせず、SPE に限定して見直しの検討を行うこととした場合、次のような懸念が生じる可能性もある。
 - ✓ 事業を営む典型的な企業とそれ以外の企業で、異なる支配力基準の適用となり、恣意的な運用や複雑性を招く可能性がある。
 - 異なる支配力基準の適用となる場合、いずれの基準を用いるかで結論が変わりかねず、両者の区別があいまいな場合には、恣意的な運用となりかねない。
 - SPE などの用語を用いて、事業を営む典型的な企業と区別する必要が生じるが、この区別は、一般に困難で複雑性を招く可能性があると言われる。
 - ✓ 事業を営む典型的な企業に対する現行の支配力基準の適用に関する懸念や国際的な会計基準との整合性を図るニーズに対処できない。
 - 現行の支配力基準は、一定の議決権比率を目安としており、適用が明確である反面、形式的なルールの側面が強いとする意見もある。
 - 議決権の過半数に満たない場合の取扱い等について、IFRS 第 10 号の取扱いと相違があるが、SPE の連結も含めてそれらの相違を解消し、包括的に基準の整合性を確保していくべきとのニーズには対処できない。

（参考）

- なお、仮に見直しを行っていく場合、各種の項目について具体的な検討が必要となる可能性がある。例えば、次のような項目が考えられる（網羅的なものではない）。
 - ✓ 事業を営む典型的な企業とそれ以外の企業との区別をどうするか。いわゆる SPE の定義を設けるか。（SPE に検討の範囲を限定するとした場合）
 - ✓ SPE の取扱い（連結会計基準第 7-2 項）の要否、見直しの必要性
 - ✓ 関連する資産の流動化に関する会計基準等の見直しの必要性
 - ✓ IFRS 第 10 号における支配概念と具体的な適用指針をどのように参照し、必要な部分についての整合性を図っていくか。

別紙１ 連結・特別目的会社専門委員会のこれまでの主な審議事項（平成23年～24年）
（平成23年）

日程	主な審議事項
第216回委（1/12）	・SPEの取扱いに関する検討
第65回（2/21）	・認識の中止に関する検討
第221回委（3/17）	・SPEの取扱い - 改正「連結財務諸表に関する会計基準」等の公表承認
第66回（5/31）	・今後の進め方 ・IASB公表基準の概要（IFRS10, IFRS12）
第226回委（6/16）	・今後の進め方
第67回（6/27）	・IASB公表基準の概要（IFRS11） ・支配概念の具体的な適用（概要、議決権が過半数に満たない場合）
第68回（7/20）	・支配概念の具体的な適用（潜在的議決権ほか）
第229回委（7/29）	・支配概念の具体的な適用（議決権が過半数に満たない場合）
第69回（8/4）	・IASB公表基準の概要（IFRS11）適用例検討 ・支配概念の具体的な適用（SPE）
第230回委（8/26）	・支配概念の具体的な適用（潜在的議決権）
第70回（8/31）	・IFRS12の開示規定（具体例）の検討
第231回委（9/21）	・IFRS11共同支配の取決めの検討
第71回（9/28）	・支配概念の具体的な適用（代理人の取扱い）
第72回（10/19）	・連結範囲：IFRS第10号の取扱い（SPE事例への当てはめ）
第232回委（10/20）	・IFRS12の開示規定（具体例）の検討
第73回（11/15）	・IASB公開草案「投資企業」コメント対応
第233回委（11/18）	・IASB公開草案「投資企業」コメント対応
第234回委（12/21）	・IASB公開草案「投資企業」コメント対応

（平成24年）

日程	主な審議事項
第74回（1/31）	・IASB公開草案「経過措置ガイダンス」コメント対応 ・連結範囲：IFRS第10号の取扱い（SPE事例への当てはめ）
第237回委（2/2）	・IASB公開草案「経過措置ガイダンス」コメント対応
第240回委（3/15）	・IASB公開草案「経過措置ガイダンス」コメント対応
第75回（4/23）	・IFRS10, IFRS11, IFRS12適用に関する海外の動向 ・代理人の取扱いに関する追加検討
第243回委（5/10）	・支配概念の具体的な適用（代理人の取扱い）
第244回委（5/24）	・支配概念の具体的な適用（SPE）
第76回（6/19）	・IASBの動向（投資企業、経過措置ガイダンス） ・今後の進め方

別紙2 IFRS 第10号の取扱い（主な取扱い）

- 議決権が支配の決定的要因とならないような企業の支配の判定に際しては、次の項目が特に関係する。
 - 目的と設計の理解
 - 関連性のある活動
 - パワー（B51項からB54項の要求事項）
 - リターン

(1) 目的と設計の理解

- IFRS 第10号では、支配の判定に際し、次を把握するため、投資先の目的と設計を考慮する必要がある（B5項）。
 - 投資先のリターンに重要な影響を及ぼす活動（関連性のある活動）
 - 当該活動に関する意思決定がどのように行われるか
 - 当該活動を指図する現在の能力を誰が有しているか
 - 当該活動からのリターンを誰が受けるか
- 議決権により、投資先にリターンに重要な影響を及ぼすことができない場合（もしくは、議決権が決定的な要因とならないよう設計されている場合）に、上記の検討が不可欠であることが強調されている（B17項）⁴。
 - さらに、そのような場合には、次も考慮に含める必要があるとされている（B8項）⁵。
 - 投資先が晒されているリスク
 - 関与する当事者に移転されるリスク
 - 投資者がそれらのリスクの一部又は全部に晒されているかどうか
- なお、投資先の目的と設計の考慮は必要であるが、投資先の設計への関与自体では、投資者が支配していると結論付けるのに十分ではないとされている（BC77項）⁶。

⁴ 議決権が決定的な要因とならない場合に、この考慮がより重要であることは、B6項で、「議決権によって支配されている投資先であれば、意思決定を変更する追加的な取決めがなければ、投資先の営業及び財務の方針を指図するのに十分な議決権を有しているかどうか焦点となる」とされていることから分かる。

⁵ ここでの「リスク」について、「リスクの考慮には、下方へのリスクだけでなく、上方への可能性も含まれる。」（B8項）としている。「リターン」の用語と類似したものとして用いられていると考えられる。

⁶ このような取扱いは、米国基準のVIEに関する規定と整合している。一方、SIC第12号では、そのような場合を、支配の指標の一つに含めており、それが支配となり得る可能性を結論の根拠で示唆していた。

(2) 関連性のある活動

- 投資者は、投資先のリターンに重要な影響を及ぼす活動（関連性のある活動）を識別する必要がある（10 項）。適用指針では、次を例示している⁷。

「関連性のある活動」となり得る例（B11 項）	(a) 財・サービスの販売・購入 (b) 金融資産の管理（デフォルトにおける管理も含む） (c) 資産の選択・購入・処分 (d) 新製品・新プロセスの研究開発 (e) 財務構造の決定、調達源の確保
「関連性のある活動」の意思決定の例示（B12 項）	(a) 予算編成を含む、営業及び財務の意思決定 (b) 投資先のサービス提供者・主要な役員の指名・報酬決定やその解除・解雇

- 「重要な（significant）影響を及ぼす活動」としている理由（BC57-BC58 項）。
投資先の各種の活動について複数の当事者が別々に意思決定権を有している場合の支配の判定に役立つ。
投資先のリターンにほとんど又は全く影響を有しない、いくつかの重要でない活動（管理活動など）の中で、最も重要な活動を指図する能力を有していれば、パワーを有するとされることを防ぐ。
- 投資先の異なる関連性のある活動について、複数の当事者が各活動を指図する一方的な能力を与える既存の権利を有する場合
リターンに最も重要な（most significantly）影響を及ぼす活動を指図する現在の能力を有する投資者がパワーを有す（13 項）。

(3) パワー

- 投資者は、識別した関連性のある活動を指図する現在の能力を与える既存の権利（パワーを与える権利）を有しているか評価する必要がある（10 項、B14 項）。
- また、適用指針 B51 項から B54 項では、議決権又は類似の権利が投資先のリターンに重要な影響を及ぼさない場合に考慮が必要となる事項が定められている。
（B51 項から B54 項の主な内容）
✓ 投資先の設立時の関与や意思決定を考慮する（B51 項）

⁷ IFRS 第 10 号の審議の過程では、リターンに重要な影響を及ぼさない活動（すなわち、活動が管理的な性質である場合）の例として、次のような例もスタッフ・ペーパー 3A（2009 年 10 月合同会議用）では示されていた。

(a) 稼働資産のキャッシュ・フローを回収し、事前に決定された方針に従って投資家に配分すること
(b) ポートフォリオ・ガイドラインへの遵守をモニターすること（ガイドラインを調整する能力を有せず）

- ✓ 設立時に設定された契約上の取決め（コールやプット、清算権等）を考慮する（B52 項）
 - ✓ 当該契約上の取決めが、投資先の法的境界外でも、パワーの評価に含める（B52 項）
 - ✓ 特定の事象等が発生した場合に生じる活動のみが関連性のある活動となる場合がある（B53 項）
 - ✓ 投資先が設計された通りに運営されることを投資者がコミットする場合があるが、それだけではパワーとならない（指標とはなり得る）（B54 項）
- 例えば、債権の証券化では、デフォルト債権の管理が関連性のある活動となる場合があるが、そのような場合、投資者は、デフォルト債権をいかに管理するかを指図する能力を、例えば、次のような手段で得る可能性がある⁸。
 - サービシング又はスペシャル・サービシング契約における権利を有すること
 - サービサーやスペシャル・サービサーを選任又は解任する権利を有すること
 - 債権のデフォルトをトリガーとする債権に対するプットを売り建てること
 - 債権がデフォルトとなった場合に資産を購入する買戻契約を締結すること
 - 保証の提供
 - 債権のデフォルト時に債権売却を選択する場合の優先買取権（FRR）を有すること

(4) リターン

- 支配の判定に際し、投資先への関与により生じる変動リターンに晒されているか又は権利を有しているかどうかを判断する必要がある（B55 項）。

関与により生じる投資者のリターンが、投資先の業績の結果として変動する可能性がある場合には、変動リターンに晒されているか又は権利を有している（15 項）
- 投資先からのリターンが変動するものかどうかは、リターンの形式にかかわらず、取決めの実質に基づき評価する（B56 項）。

例 1：固定利付債の固定 利息支払い	変動リターンと扱う（発行者の信用リスクに晒されてお り、それによりリターンは変動するため）
例 2：投資先の資産管理 に係る <u>固定業績報酬</u>	変動リターンと扱う（投資先の不履行リスクに晒されて おり、投資先の利益創出能力でリターンは変動するため）

- リターンの例（B52 項、BC43 項）

配当、その他経済的便益の分配（債券からの利息支払など）及び投資価値の変動 投資先の資産・負債のサービシングに係る報酬、信用補完・流動性補完の提供によ

⁸ 2009 年 10 月 IASB/FASB 合同会議スタッフ・ペーパー3A 21 項を参考に記載したものの。

る損失へのエクスポージャー、投資先の資産・負債に対する残余持分、税務上の便益、関与により有することになる流動性へのアクセス

他の持分保有者に利用可能でないリターン（例えば、営業上等のシナジーによるリターン）

- なお、リターンの変動性に大きく晒されていることは、パワーの指標となる。
リターンの変動性に晒されているほど又は権利が大きいほど、パワーを与える十分な権利を投資者が獲得するインセンティブが大きくなる。（B20 項）

別紙３ 専門委員会における検討状況

- 第76回連結・特別目的会社専門委員会（6月19日開催）において、本資料の内容について審議している。専門委員からの主な意見は以下のとおりである。

（今後の進め方について）

- 検討のスケジュール感をどう考えているのか。資料にあるような問題点について基準の必要性は感じており、いずれ日本基準を作っていくことはあるだろうが、実務的に今どうしても必要というものでもなく、今でなくともよいのではないか。
 - ◇ 前回改正（短期的対応）の強制適用が始まっていない段階である。
 - ◇ 仮に新たな短期対応として進める場合、IFRSと同じ基準とはいかないだろうが、IFRSの任意適用・強制適用の話もあり、基準の安定性に欠ける。
 - ◇ コンバージェンスの目標をどこに置くかが重要。IFRS10の適用は実務的に難しい面もあるとの理解もあり、先に実務での適用状況を見ないとそれに合わせるのが良いのか判断しにくい。
- SPEの問題は、全業種同様の問題というものでもなく、基本的には業種別（銀行、証券、不動産等）の問題という認識であり、関係業種の連結の範囲の問題としてどういった種類の活動が問題かに焦点を絞って対応するのが効率的であろう。
- SPEの連結の問題は、製造業でも、海外事業でファンドを組成するときにSPE形態をとることもあり得るので、多くはないが、関係ないというわけでもない。
- 欧米がSPEを中心とした連結の問題にある程度のペースで合意し対応してきたのは、リーマンショック以降の金融メカニズムへの反省に立ったものと理解。我が国の基準と欧米のSPEの基準で相違があるとの認識は共有されているが、置かれた環境に温度差があると認識しており、性急に対応するのではなく、金融規制等も考慮しながら進めていくのがよいのではないか。

（見直しを行うとした場合の検討の範囲について）

- 資料ではSPEの区別の困難性、複雑性を懸念として挙げているが、国際的に定めることは難しいとしても、我が国の法制を前提に会社類型別に整理すればSPEの区別は明確であり、懸念にあたらぬのではないか。
- 検討範囲については、SPEと会社組織の違いは外部運用か内部運用かの違いで、前者では解任権、後者では議決権がポイントとなるという理解であり、それを前提とすると、両方で統一的に考える必要があるようにも思う。時間がかかったとしても良い基準を作っていくことが重要。
- SPEに関して見直しを検討する際には、現行の流動化スキームの実務（倒産隔離の弁護士意見をとる実務など）に影響を与える可能性があり留意が必要である。
- 潜在的議決権の取扱いの影響や、合併形態で50%ずつ持ち合う場合について、IFRS第10号、IFRS第11号でどうなるか一度検討しておくことが考えられる。